

香川県広域水道企業団条例第10号

香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第117条第1項</u>に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報</p> <p>(3) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 第2章第3節から第7節までの規定は、次に掲げる個人情報又は保有個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第50条第1項</u>に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。